行旅死亡人

本籍・住所・氏名・職業不詳、推定70歳代の男性、周辺に靴下１足、白色スニーカー、簡易ライター、白色半ズボン様のズボン

上記の者は、平成22年５月５日に神奈川県鎌倉市扇ガ谷一丁目21番先の源氏山公園雑木林内の斜面上で白骨化した状態で発見されたもので、平成19年頃死亡したものと思われる。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、鎌倉市健康福祉部生活福祉課までお申し出ください。

平成22年６月15日

神奈川県　　鎌倉市長　松尾　　崇

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢55歳以上、身長162センチ位、頭髪短めパンチパーマ風、薄茶色長袖トレーナー、黒色ズボン、黒と茶色スニーカー、水色ブリーフを着用

平成22年４月29日午前７時４分、熱海市初島初島第２漁港入口付近の海上で上記の者の死体が漂流しているのが発見されました。

遺体は火葬に付し、本市納骨堂にて保管してあります。お心当たりの方は、本市福祉事務所社会福祉課までお申し出ください。

平成22年６月15日

静岡県　　熱海市長　齊藤　　栄

行旅死亡人

身元不詳、着衣（ヤッケ、フリージャケット、デニムベスト、デニムシャツ、作業着上衣、Tシャツ、ランニングシャツ、パンツ）を着用した白骨死体、野球帽、眼鏡、運動靴、ラジオ、T字カミソリ、歯ブラシ、練り歯磨き、石鹸を所持、身長推定約155㎝、推定年齢50歳以上の男性

上記の者は、平成22年５月７日午前９時55分頃大阪府三島郡島本町広瀬二丁目22番地先水無瀬川ヒ山ノ瀬橋橋桁内にて発見されたもので、平成16年２月頃死亡と推定されます。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してありますので、心当たりの方は島本町福祉事務所まで申し出てください。

平成22年６月15日

大阪府　　三島郡島本町長　川口　　裕

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳から60歳の成人男性、所持金品なし

上記の者は平成22年５月９日午後２時頃、神戸市北区山田町下谷上字中一里山付近山中で発見されました。死亡時期は平成20年10月頃と推定されます。とりあえず火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は当区保健福祉部保護課まで申し出てください。

平成22年６月15日

神戸市　　北区長　坂東啓一郎

公示送達

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成22年６月15日

上尾都市計画事業
伊奈特定土地区画整理事業
施行者　埼玉県
代表者　埼玉県知事　上田　清司

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所と氏名

住所　埼玉県北足立郡伊奈町大字羽貫1229番地１
氏名　尾崎　真弘
住所　埼玉県北足立郡伊奈村大字羽貫689番地
氏名　加藤　源八
住所　埼玉県北足立郡伊奈町大字羽貫420番地グランディーナ221号
氏名　金森　佳孝
住所　埼玉県北足立郡伊奈村大字小針内宿24番地
氏名　内田鉄五郎
住所　埼玉県北足立郡小室村149番地
氏名　細田吉五郎
住所　埼玉県北足立郡伊奈町小針新宿614番
氏名　昭和梱包紙器株式会社
住所　埼玉県川越市宮下町一丁目16番地12ミオカーナ203号室
氏名　小野　拓也
住所　埼玉県川口市飯塚町三丁目302番地
氏名　中村六三郎
住所　埼玉県戸田市喜沢二丁目25番地１
氏名　隅田　泰明
住所　埼玉県北足立郡大和町大字白子2254番地４
氏名　深井　宏一
住所　埼玉県北足立郡加納村大字加納21番地
氏名　小髙　平吉
住所　埼玉県南埼玉郡平野村大字上平野43番地
氏名　相続講幹事　小林　幸藏
住所　兵庫県神戸市北区花山中尾台一丁目27番地の７
氏名　山木　　彰

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

なお、換地図、換地明細書及び各筆各権利別清算金明細書は省略し、それらを埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9454番地１の埼玉県都市整備部市街地整備課伊奈新都市整備担当・伊奈駐在の掲示板において掲示します。

教示

１．この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。）

２．この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、埼玉県を被告として（訴訟において埼玉県を代表する者は埼玉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十二年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月十五日

北海道釧路市住之江町二番二〇号
アゼリア釧路有限会社
清算人　松尾　光明

解散公告

当社は、平成二十二年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月十五日

北海道小樽市奥沢四丁目二一番一五号
有限会社サッポロトーヨーリキャップ
清算人　段　　則之

解散公告

当社は、平成二十二年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月十五日

群馬県前橋市亀泉町三四三番地三
株式会社アカギサービィ
代表清算人　有本　幸夫

解散公告

当社は、平成二十二年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月十五日

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目六番一号
新生有限会社
清算人　小泉としゑ